2　「行為をする場所」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為をする場所を記載する。（例：漁港漁場整備法：「　　市　　漁港」、港湾法：「　　市　　港」（港が極めて広く、行為を行う地区を示すことができる場合には、「　　市　　港　　地区」）、海岸法：「　　市　　海岸」、自然公園法：「国定公園のうち、　　県　　市及び　　郡　　町に係る区域」（これにより難い場合は、「　　国定公園南部地区」）、都市緑地法：「　　市　　地区」、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「　　市　　島」、津波防災地域づくりに関する法律：「　　市津波防護施設区域」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「　　促進区域内海域」等） また、場所が広範囲にわたる場合には、その範囲を記載する。（例：森林法：「市東部保安林地域」、河川法及び河川法施行令：「　　市　　川上流」等） 3　「行為の内容」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為の内容を記載する。（例：漁港漁場整備法：「土地の掘削」、「盛土」、「土地の占用」等、港湾法：「水域又は公共空地の占用」、「土砂の採取」等、森林法：「立木竹の伐採」、「開墾」、「土地の形質の変更」等、海岸法：「占用」、「土地の掘削」、「工作物の設置」等、自然公園法：「木竹の伐採」、「工作物の設置」等、河川法：「流水の占用」、「土地の占用」、「工作物の設置」等、河川法施行令：「土石の堆積」、「竹木の堆積」等、都市緑地法：「建築物等の工作物の設置」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「水域の占用」等、津波防災地域づくりに関する法律：「土地の占用」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「促進区域内海域の占用」等）	2　「行為をする場所」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為をする場所を記載する。（例：漁港漁場整備法：「　　市　　漁港」、港湾法：「　　市　　港」（港が極めて広く、行為を行う地区を示すことができる場合には、「　　市　　港　　地区」）、海岸法：「　　市　　海岸」、自然公園法：「国定公園のうち、　　県　　市及び　　郡　　町に係る区域」（これにより難い場合は、「　　国定公園南部地区」）、都市緑地法：「　　市　　地区」、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「　　市　　島」、津波防災地域づくりに関する法律：「　　市津波防護施設区域」等） また、場所が広範囲にわたる場合には、その範囲を記載する。（例：森林法：「市東部保安林地域」、河川法及び河川法施行令：「　　市　　川上流」等） 3　「行為の内容」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為の内容を記載する。（例：漁港漁場整備法：「土地の掘削」、「盛土」、「土地の占用」等、港湾法：「水域又は公共空地の占用」、「土砂の採取」等、森林法：「立木竹の伐採」、「開墾」、「土地の形質の変更」等、海岸法：「占用」、「土地の掘削」、「工作物の設置」等、自然公園法：「木竹の伐採」、「工作物の設置」等、河川法：「流水の占用」、「土地の占用」、「工作物の設置」等、河川法施行令：「土石の堆積」、「竹木の堆積」等、都市緑地法：「建築物等の工作物の設置」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「水域の占用」等、津波防災地域づくりに関する法律：「土地の占用」等）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

○防衛省令第七号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日　　防衛大臣　岩屋　毅

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年内閣府令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとし、改正前欄及び改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（財務諸表） **第十三条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。	（財務諸表） **第十三条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。